

# 新座市都市計画マスタープラン 第1章

## 序 論

1. 都市計画マスタープランとは
2. 計画の基本事項

## 1. 都市計画マスタープランとは

### (1) 都市計画とは

都市計画とは、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもと、土地の合理的な利用を目指すことを基本理念に、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、まちづくりに関する必要な事項を定めるものです。(都市計画法第1条、第2条)

### (2) 都市計画マスタープランの位置付け

#### ① 法的位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置付けられた法定計画で、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といいます。

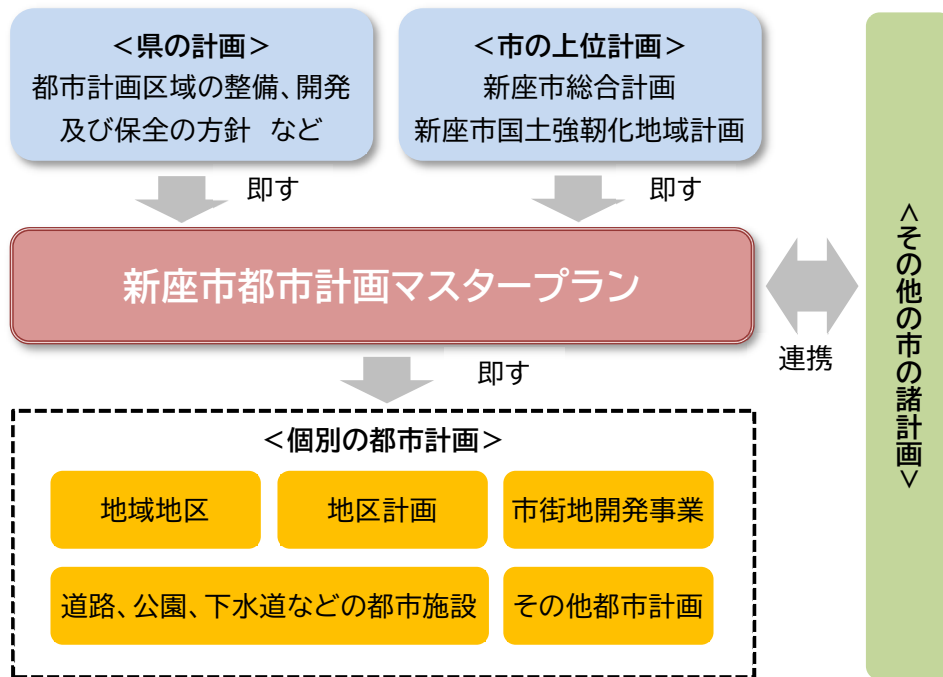
都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもと住民の意見を反映しつつ、まちづくりの将来像を示し、その実現に向けた方針や施策を定めるものです。

市町村が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければなりません。(都市計画法第18条の2第4項)

#### ② 関連計画との関係

都市計画マスタープランは、県が策定する「新座都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、議会の議決を経て定められた「市町村の基本構想(新座市総合計画)」に即するとともに、都市計画に関連した分野別の計画については、都市計画マスタープランを踏まえて記載することが望ましいとされています。(「都市計画運用指針第12版」)

図 関連計画との関係



### (3) 計画改定の趣旨

本市では、第3次新座市基本構想総合振興計画の策定に合わせ、平成13年(2001年)2月に最初の『新座市都市計画マスタープラン』を策定し、20年後の将来に向けた都市づくりの方針を示しました。その後、都市計画関係法令の改正や第4次新座市基本構想の策定を受け、平成23年(2011年)2月に計画の見直し、また、平成28年(2016年)1月に計画の一部変更を行いました。

我が国では、これまで右肩上がり増加してきた人口が減少へ転じたことで、今後、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来が予測されるとともに、社会保障費の増大や、老朽化した公共施設の維持・管理の問題、また、東日本大震災や近年の大規模な風水害を契機とした防災意識の高まりや感染症の流行など、都市を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

一方で本市の都市づくりに目を向けると、将来の人口減少が予測される中、新座駅周辺における土地区画整理事業<sup>※</sup>の実施、また、都市高速鉄道12号線<sup>※</sup>(以下「地下鉄12号線」という。)延伸及び新駅設置の構想、関越自動車道へのスマートインターチェンジ<sup>※</sup>設置の構想など、今後の本市の姿に大きく影響する取組を進めています。

こうした背景を受け、今回、将来への持続的な発展に向けた本市の新たな都市づくりの方針として、新座市都市計画マスタープランを改定することとしました。

## 2. 計画の基本事項

### (1) 計画の対象範囲

本市は全域が都市計画区域であることから、本計画の対象範囲は新座市全域とします。

### (2) 計画の期間・目標年次

目指すべきまちの実現には時間を要するものであり、中長期的な視点による計画と、それに基づく継続的な取組が重要となります。

そのため本計画では、令和5年度(2023年度)を基準年に計画期間を20年間とし、令和24年度(2042年度)を目標年次とします。

### (3) 計画の構成

#### ① 都市づくりの現況と課題の整理

都市づくりを取り巻く近年の社会動向や、本市の都市現況、市民意向などを把握・整理した上で、本市における今後の都市づくりの課題を示します。

#### ② 都市づくりの基本方針

市固有の自然、歴史・文化、地理的条件、産業などの都市特性、また、今後の都市づくりの課題を踏まえ、市全体の目指すべき将来都市像や基本目標、将来の都市構造などを示します。

#### ③ 全体構想

目指すべき将来都市像や基本目標、将来の都市構造などをもとに、その実現に向けて、市全体の部門別の都市づくり方針を示します。

#### ④ 地域別構想

全体構想などで示した市全体の都市づくり方針を受け、より身近な地域単位での課題や特性に応じた都市づくりの方針を示します。

#### ⑤ 都市づくりの実現に向けて

全体構想と地域別構想で示した都市づくりを実現していくための方策として、市民・大学・事業者・行政の都市づくりにおける役割や協力体制、都市づくりの評価と見直しの考え方などを示します。

図 都市計画マスタープランの構成

